

住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の取扱基準

平成16年2月13日監査委員決定

平成21年12月25日一部改正

令和2年4月1日一部改正

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第7項及び第8項に基づく証拠の提出及び陳述については、次のとおり行うものとする。

1 請求人による証拠の提出

- (1) 証拠の提出は、郵送によることを妨げない。
- (2) 証拠の提出の期限は、陳述の日までとする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 請求人の陳述

- (1) 請求人の陳述は、監査の実施決定後に、監査委員が期日を指定して行うものとする。
- (2) 陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。ただし、代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までに委任状を提出させるものとする。
- (3) 監査委員は、請求人が複数の場合、陳述をする者の人数を制限することができる。この場合、陳述をする代表者は、請求人が選出するものとする。
- (4) 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- (5) 陳述の時間は、陳述をするものの人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

3 請求人の陳述における関係職員等の立会い

- (1) 監査委員は、請求人の陳述を実施するときは、陳述に立ち会う機会を関係のある市長その他の執行機関又は職員(以下「関係職員等」という。)に与えるものとする。
- (2) 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- (3) 監査委員は、立会人が陳述の内容に関する意見を述べることを認めることができる。
- (4) 監査委員は、関係職員等の立会いが陳述の円滑な運営に支障となると認める

ときは、立会いを制限することができる。

4 関係職員等の陳述

- (1) 監査委員は、監査の実施決定後に、期日を指定して、関係職員等から陳述を聴取する。
- (2) 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- (3) 陳述の時間は、陳述をするものの人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

5 関係職員等の陳述における請求人の立会い

- (1) 監査委員は、関係職員等の陳述に立ち会う機会を請求人に与えるものとする。
- (2) 立会いは、請求人又はその代理人に行わせるものとする。
- (3) 監査委員は、請求人が多数であるため、請求人全員が立ち会うことができないと認められるときは、立会いの人数を制限することができる。
- (4) 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- (5) 監査委員は、立会人が陳述の内容に関する意見を述べることを認めることができる。
- (6) 監査委員は、陳述の内容が、個人情報又は公開することにより本市の事務又は事業の執行に支障を及ぼすおそれのある情報等を含むと認められるときは、請求人の立会いを制限することができる。

6 陳述の中止等

- (1) 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わないため、陳述の円滑な運営が困難になったと認められるときは、陳述を中止することができる。
- (2) 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わないため、陳述の円滑な運営が困難になったと認められるときは、立会人に退場を命ずることができる。

7 陳述の傍聴

- (1) 監査委員は、陳述の傍聴を許可することができる。この場合、原則として陳述人の同意を得るものとする。
- (2) 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は10名とする。
- (3) 傍聴人は、陳述の日に来場した傍聴希望者の中から抽選により決定するものとする。ただし、傍聴希望者が定員に達しない場合には先着順により決定する。

8 傍聴の禁止

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、垂れ幕、プラカード等氣勢を示すおそれのある物を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話機等を除く。)、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者。ただし、第 1 1 項(陳述の撮影及び録音)の規定により撮影をし、又は録音等を行うことにつき監査委員の許可を得た者を除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他陳述の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

9 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、静粛にし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (3) 携帯電話機等については、電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の運営の妨害となるような行為をしないこと。

10 傍聴人の退場

監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずるものとする。

- (1) 傍聴人が前項(傍聴人の守るべき事項)の規定に違反したとき。
- (2) 監査委員が陳述の状況から傍聴を認めていることが適切でないことを認めるとき。

11 陳述の撮影及び録音

陳述人、立会人及び傍聴人が行う陳述中の写真、ビデオ等の撮影及び録音は、監査委員の許可を必要とする。